

國土建第312号
平成28年11月9日

一般社団法人 日本損害保険協会会長 あて

国土交通省土地・建設産業局建設業課長

工事請負契約書及び履行保証等の当面の取扱いについて

国土交通省では、平成28年11月9日、当分の間、直轄工事の工事請負契約書のうち違約金に係る条項について別紙のとおり取り扱うこととしたところ。また、他の公共発注機関に対しても当該取扱いについて周知したところであり、今後、同様の取扱いがなされることが見込まれる。

公共工事等の契約に当たっては、会計法等において、発注者に対する契約保証金の納付や、これに代わるものとして、損害保険会社等による公共工事履行保証や履行保証保険、前払金保証事業会社による契約保証等（以下「履行保証等」という。）が必要とされているが、上述の当面の取扱いに基づき契約が締結される場合、履行保証等についても当該契約の内容に対応したものであることが求められる。

については、貴団体におかれても、当該取扱内容について了知の上、貴団体傘下企業に対して周知徹底を行い、公共工事等の受注者の契約手続きに混乱を来さないよう、公共工事履行保証や履行保証保険について格別の配慮をお願いしたい。